令和８年（フ）第１６７号
神戸市中央区筒井町１丁目１番１―306号
破産者　スナック光こと　藏　　光
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９８号
神戸市東灘区岡本１丁目13番18号　サンフェニックス　702号
破産者　川瀬　眞澄
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６号
神戸市西区今寺４番地の２　ビレッジ１301号
破産者　藤田　英明
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１０９号
奈良県桜井市大字東田63番地
破産者　榊本　直美（旧姓亀田）
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１４３号
奈良県桜井市大字黒崎423番地
破産者　Ｍｏｇｕ　Ｐｌｕｓこと　岸本　　梓
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１２９号
奈良県香芝市良福寺668番地36
破産者　冨安　寛之
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和７年（フ）第１３０号
鳥取県岩美郡岩美町大字高山79番地２
破産者　村嶋　伸二
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２９号
岡山県瀬戸内市邑久町大窪299番地11
破産者　森下みどり
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３３８号
岡山市北区学南町二丁目３番37号　サンパレスイノウエ101号室、旧住所千葉県柏市明原３丁目20番17号
破産者　真中　奈々
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３７２号
岡山市北区辰巳422番地２　Ａ棟201号室、旧住所岡山市南区藤田656番地60
破産者　山本まりや
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（フ）第１３３２号
広島県安芸郡熊野町貴船７番４―903号
破産者　永井　宏信
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４６９号
広島市南区宇品神田１丁目７番23―201号
破産者　鶴川　康雄
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５１８号
広島市安佐南区八木３丁目18番６―103号
破産者　佐藤　義光
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４号
熊本県阿蘇郡小国町大字黒渕1846番地２
破産者　佐藤　光男
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

令和８年（フ）第１８８号
大分市山津町２丁目３番８号　スタンドライト山津202
破産者　後藤　敬次
1　決定年月日　令和８年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３１号
北海道白老郡白老町字竹浦157番地46
破産者　合田　哲也
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和７年（フ）第２３５号
釧路市愛国西４丁目24番３号　スカイハイツ６号室
破産者　柴田　向亮
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和７年（フ）第２７０号
釧路市春採２丁目３番５号
破産者　水島　政昭
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１００号
釧路市緑ケ岡１丁目10番126号　緑ケ岡団地くるみ
破産者　ほっこり食堂サウレこと　鈴木ゆかり（旧姓林）
1　決定年月日　令和８年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部